

合併契約書

公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下、「甲」という。）と一般財団法人アイヌ民族博物館（以下、「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の形式）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 本合併に係る吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称並びに住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続法人

名称 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構

住所 北海道札幌市中央区北1条西7丁目

(2) 吸収合併消滅法人

名称 一般財団法人アイヌ民族博物館

住所 北海道白老郡白老町若草町2丁目3番4号

第2条（効力発生日）

本契約が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成30年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、関係法令の規定に従い、これを変更することができる。

第3条（法人財産の引継ぎ）

乙は、平成29年3月31日現在の貸借対照表、財産目録を基礎とし、これに合併の効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第4条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第5条（職員の引継ぎ）

甲は、効力発生日をもって、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。

第6条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

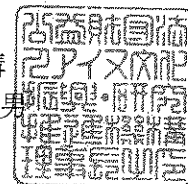
第7条（本契約に定めのない事項等）

本契約に規定のない事項について又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い甲及び乙が誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月28日

北海道札幌市中央区北1条西7丁目
(甲) 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
理事長 中 村 睦



北海道白老郡白老町若草町2丁目3番4号
(乙) 一般財団法人アイヌ民族博物館
代表理事 野 本 勝

